

訪問入浴介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人赤平市社会福祉協議会が開設する訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問入浴介護の提供に当たっては、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

2 介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図る。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 赤平市社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所
- (2) 所在地 赤平市東大町3丁目4番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護を兼務）

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 看護職員 1名以上
介護職員 2名以上
訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとする。なお、利用者に対しては、事前に看護職員等の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう依頼し、入浴前の食事摂取を控え、室温を適温に調節し、気分が悪くなったときはすみやかに申し出ることを伝える。
- (3) 事務職員 1名以上
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始(12月31日から翌年1月5日まで)を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 入浴介護

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、実施地域を越える地点からその実費を徴収する。なお、この場合の交通費は、10キロメートルまで300円、11キロメートルから20キロメートルまでは600円を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第7条 利用者が訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の提供を受ける際、入浴前に訪問介護員等は本人の血圧の測定及び栄養・水分の摂取状況について問診を行う。

(緊急時等における対応方法)

第8条 看護職員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、赤平市の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、看護職員等その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、看護職員等その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第11条 訪問入浴介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人赤平市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和7年6月1日から施行する。

